

## 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

基本利用料金（訪問看護）

2024年6月1日

サービス内容	単位	1割	2割	3割	サービス提供内容
①訪問看護   1・20分未満	314	336 円	672 円	1,008 円	1回につき 20分未満
②訪問看護   2・30分未満	471	504 円	1,008 円	1,512 円	1回につき 30分未満
③訪問看護   3・60分未満	823	881 円	1,762 円	2,642 円	1回につき 30分以上1時間未満
④訪問看護   4・90分未満	1,128	1,207 円	2,414 円	3,621 円	1回につき 1時間以上1時間30分未満
⑤訪問看護   5・(PT・OT・ST)	294	315 円	629 円	944 円	1回あたり20分（1週間につき6回を限度）

基本利用料金（介護予防訪問看護）

サービス内容	単位	1割	2割	3割	サービス提供内容
⑥訪問看護   1・20分未満	303	325 円	649 円	973 円	1回につき 20分未満
⑦訪問看護   2・30分未満	451	483 円	965 円	1,448 円	1回につき 30分未満
⑧訪問看護   3・60分未満	794	850 円	1,699 円	2,549 円	1回につき 30分以上1時間未満
⑨訪問看護   4・90分未満	1,090	1,167 円	2,333 円	3,499 円	1回につき 1時間以上1時間30分未満
⑩訪問看護   5・(PT・OT・ST)	284	304 円	608 円	912 円	1回あたり20分（1週間につき6回を限度）

※夜間（18：00～21：59）、または早朝（6：00～7：59）の間にサービスを開始した場合、基本単位数の25%増

※深夜（22：00～5：59）の間にサービスを開始した場合、基本単位数の50%増

※①～④、⑥～⑨：准看護師がサービスを提供する場合、基本単位数×90%

※①～⑩：同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、基本単位数×90%（50人以上の場合、基本単位数×85%）

※⑤：1日に2回を超えて実施する場合（60分）、基本単位数×90%

※⑤、⑩：前年度のPT・OT・STの訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合、または特定の加算を算定していない場合、1回につき8単位減算\*

※⑩：1日に2回を超えて実施する場合（60分）、基本単位数×50%

※⑩：利用開始から12月を超えた場合、1回につき5単位減算（基準減算\*に該当の場合、1回につき15単位減算）

基本利用料金（定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合）

サービス内容	単位	1割	2割	3割	サービス提供内容
定期巡回訪問看護・要介護1～4	2,961	3,169 円	6,337 円	9,505 円	1月につき
定期巡回訪問看護・要介護5	3,761	4,025 円	8,049 円	12,073 円	1月につき

※准看護師による訪問が1回でもある場合、基本単位数×98%

※医療保険（特別指示書）の訪問看護を利用した場合、1日につき97単位減算

※利用開始（終了）が月の途中の場合、またはショートステイを利用した場合、日割り計算

※夜間・早朝・深夜の割り増し料金、複数名訪問加算、長時間訪問看護加算、看護体制強化加算は算定いたしません

※※①～⑩、定期巡回：基準を満たしていない場合は高齢者虐待防止措置未実地減算として、基本単位数×1%を減算

※※①～⑩、定期巡回：基準を満たしていない場合は業務継続計画未実地減算として、基本単位数×1%を減算

加算料金（事業の特色・ご利用者の状態および利用状況により、該当する項目を算定）

サービス内容		単位	1割	2割	3割	サービス提供内容
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満	254	272 円	544 円	816 円	複数の看護師等が訪問看護を提供
	30分以上	402	431 円	861 円	1,291 円	
複数名訪問加算Ⅱ	30分未満	201	215 円	430 円	645 円	看護師等と看護補助者が訪問看護を提供
	30分以上	317	340 円	679 円	1,018 円	
長時間訪問看護加算		300	321 円	642 円	963 円	1回につき1時間30分以上の訪問に加算
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	600	642 円	1,284 円	1,926 円	1月に1回 希望により、同意の上契約
	Ⅱ	574	615 円	1,229 円	1,843 円	
特別管理加算	Ⅰ	500	535 円	1,070 円	1,605 円	1月に1回 特別な管理を必要とする場合
	Ⅱ	250	268 円	535 円	803 円	
専門管理加算		250	268 円	535 円	803 円	1月に1回 研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
初回加算	Ⅰ	350	375 円	749 円	1,124 円	初回訪問が退院・退所日
	Ⅱ	300	321 円	642 円	963 円	初回訪問が退院・退所日の翌日以降
退院時共同指導加算		600	642 円	1,284 円	1,926 円	入院中に在宅生活の指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算		250	268 円	535 円	803 円	1月に1回 訪問介護員と連携した場合
看護体制強化加算	Ⅰ	550	589 円	1,177 円	1,766 円	1月に1回 医療ニーズ高いご利用者に対し、訪問看護の提供体制を強化した場合
	Ⅱ	200	214 円	428 円	642 円	
	介護予防	100	107 円	214 円	321 円	
口腔連携強化加算		50	54 円	107 円	161 円	1月に1回 口腔状態の評価、歯科医等へ情報提供
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	6	7 円	13 円	20 円	1回につき 事業所がサービス提供体制の基準に適合した月に算定
	Ⅱ	3	4 円	7 円	10 円	
(定期巡回)	Ⅰ	50	54 円	107 円	161 円	(定期巡回の場合は、1月につき)
	Ⅱ	25	27 円	54 円	81 円	
ターミナルケア加算		2,500	2,675 円	5,350 円	8,025 円	死亡月に1回 ターミナルケアを行った場合

《利用料負担額の計算方法》 地域区分：小田原市（5級地：1単位＝10.7円）

1ヶ月のサービス合計単位数×地域区分単価（10.7）＝A（1円未満切り捨て）

A－（A×0.9（1割負担※、1円未満切り捨て））＝利用者負担額 ※2割負担 0.8、3割負担 0.7

介護保険対象外のサービス実費ご利用料（税込）

交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合は実費を徴収致します。 自動車を使用した場合は通常の実施地域を超えた地点からの往復距離数に応じて実費を徴収いたします。（1kmにつき20円×往復距離数）
長時間利用料	サービス提供時間が1時間30分を超えた場合、超過30分につき5,000円を徴収いたします。
死後の処置料	亡くなられた後の処置および処置材料費として15,000円を徴収いたします。
キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 / サービス利用日の当日 5,000円 ※ご利用者様の容態の急変など、やむを得ない事由がある場合は請求いたしません。 <b>潤生園訪問看護ステーション 連絡先TEL 0465 - 39 - 5581</b>